

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 4 月 23 日 (火) 第 509 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 救急病院等の認定 (保健医療福祉課取扱い) 2
- 基本測量の終了 (2 件) (監理課取扱い) 2
- 公共測量の終了 (2 件) (監理課取扱い) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (南薩地域振興局取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (南薩地域振興局取扱い) 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (2 件) (北薩地域振興局取扱い) 3
- (始良・伊佐地域振興局取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 4
- 選挙管理委員会告示**
- 政治資金規正法第17条第2項に該当する政治団体の公表 (選挙管理委員会取扱い) 4
- 公安委員会告示**
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 4
- 県立病院局企業管理規程**
- 鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (※) (県立病院課取扱い) 5

告 示

鹿児島県告示第379号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和 6 年 4 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所
始良市上名字向水流756番3, 字小平757番1, 757番4, 758番2, 字尼ヶ瀬3613番3, 3614番, 3615番14
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第380号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次のとおり救急病院又は救急診療所として認定した。

令和 6 年 4 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 間
救急病院	池田病院	鹿児島市西田三丁目10番20号	令和 6 年 3 月 22 日から 令和 9 年 3 月 21 日まで

鹿児島県告示第381号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和 5 年 3 月 14 日鹿児島県告示第209号で告示した基本測量の実施は、令和 6 年 3 月 31 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 4 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第382号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土地理院長から令和 5 年 3 月 14 日鹿児島県告示第210号で告示した基本測量の実施は、令和 6 年 3 月 31 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 4 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第383号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、薩摩川内市長から令和 5 年 11 月 6 日鹿児島県告示第808号で告示した公共測量の実施は、令和 6 年 3 月 19 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 4 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第384号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、霧島市長から令和 6 年 3 月 1 日鹿児島県告示第128号で告示した公共測量の実施は、令和 6 年 3 月 31 日終了した旨の通知があった。

令和 6 年 4 月 23 日

鹿児島県知事 塩田康一

南薩地域振興局告示第 1 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 6 年 4 月 23 日

南薩地域振興局長 末吉龍一郎

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
H A S 発達支援センター	南さつま市金峰町尾下383番地1	特定非営利活動法人H A S 発達支援センター	南さつま市金峰町尾下383番地1	松田 翠	令和 6 年 4 月 1 日	保育所等 訪問支援

南薩地域振興局告示第 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 6 年 4 月 23 日

南薩地域振興局長 末吉龍一郎

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
地域生活支援センターふう	南さつま市加世田高橋1935番地164	特定非営利活動法人ふう	南さつま市加世田高橋1935番地164	畦元 健一	令和 6 年 4 月 1 日	宿泊型自立訓練

北薩地域振興局告示第 5 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 6 年 4 月 23 日

北薩地域振興局長 北菌育子

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
とびら	出水郡長島町城川内2580	合同会社Good Future Company	出水市高尾野町唐笠木617番地2	松下 哲也	令和 6 年 4 月 1 日	児童発達支援・放課後等サービス

始良・伊佐地域振興局告示第 1 号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 6 年 4 月 23 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
はる	始良市東餅田2307番地13	合同会社TKオフィス	始良市加治木町反土1402番地6	永田 俊之	令和 5 年 12 月 1 日	保育所等 訪問支援

始良・伊佐地域振興局告示第 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 6 年 4 月 23 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ニチイケアセンター隼人	霧島市隼人町東郷1088-1	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	森 信介	令和 6 年 2 月 1 日	同行援護

始良・伊佐地域振興局告示第 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 6 年 4 月 23 日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援B型事業所つむぎ	始良市加治木町朝日町47番地1	株式会社つむぎ	始良市加治木町朝日町47番地1	江口 健児	令和 6 年 1 月 1 日	就労継続支援B型

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第 5 号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和6年4月2日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

令和 6 年 4 月 23 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
柿木原栄一後援会	柿木原 栄一	柿木原 るみ	伊佐市大口元町18番地3
成相大後援会	成相 大	西 征宏	始良郡湧水町木場686-7
益森たかふみ後援会	益森 隆史	益森 隆史	始良市西餅田3954-4
松下太葵後援会	荒木 祐太	中村 寛希	霧島市国分広瀬2-24-18
持留忠義後援会	抜木 正人	持留 まち子	志布志市有明町野神4409-2
米倉よしゆき後援会	米倉 由晋	大山 英明	指宿市西方2076番地7

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第46号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 6 年 4 月 23 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pギルティクラウン2SB	株式会社メーシー	3P1919
ぱちんこ遊技機	PAスーパー海物語IN地中海2HLA	株式会社三洋物産	410099

ぱちんこ遊技機

P フィーバー機動戦士ガンダムユ
ニコーン 2 S

株式会社三共

410029

県立病院局企業管理規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和 6 年 4 月 23 日

鹿児島県立病院事業管理者 原口優清

鹿児島県立病院局企業管理規程第 3 号

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（平成18年鹿児島県立病院局企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第11条中「及び救急情報センター業務手当」を「，救急情報センター業務手当及び災害応急作業等手当」に改める。

第15条の6の次に次の1条を加える。

（災害応急作業手当）

第15条の7 災害応急作業等手当は，異常な自然現象により重大な災害が発生し，若しくは発生するおそれがある場合において，県外の自治体に派遣（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17に基づく派遣を除く）され，災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用区域において行う作業のうち，困難性があると管理者が認める作業に従事したときに支給する。

2 災害応急作業等手当の額は，作業に従事した日1日につき，530円とする。

第17条第3項中「6,100円」を「6,500円」に改め，同項ただし書中「3,050円」を「3,250円」に改める。

附則中第10項の前の見出し，同項及び第11項を削る。

別表第7イの表を次のように改める。

イ 部長級

組 織 の 区 分	職
県立大島病院	院長
県立始良病院	院長
県立薩南病院	院長
県立北薩病院	院長

別表第7ウの表を次のように改める。

ウ 次長級

組 織 の 区 分	職
本局	次長
県民健康プラザ鹿屋医療センター	院長
県立大島病院	事務長
県立始良病院	副院長
県立薩南病院	放射線科部長

別表第7エの表を次のように改める。

エ 課長級

組 織 の 区 分	職
本局	経営企画監
県民健康プラザ鹿屋医療センター	副院長
	事務長
	総看護師長
県立大島病院	副院長
	事務次長
	総看護師長
	臨床検査技師長

県立始良病院	事務長
	診療部長
	総看護師長
県立薩南病院	副院長
	事務長
	総看護師長
	薬局長
県立北薩病院	副院長
	事務長
	総看護師長
	リハビリテーション技師長

附 則

この規程は、令和6年4月23日から施行し、改正後の鹿児島県立病院事業職員の給与に関する規程（以下「改正後の給与規程」という。）第11条及び第15条の7の規定は、同年1月1日から、改正後の給与規程第17条第3項の規定は、同年3月1日から、改正後の給与規程附則の規定及び別表第7の規定は、同年4月1日から適用する。